

令和 3 年 3 月 22 日

公益社団法人日本下水道管路管理業協会

この度、下水道管路管理積算資料 2019 の第 1 章（積算の構成と内容）について、次のとおり内容を一部変更したのでお知らせいたします。変更内容は令和 3 年 4 月 1 日から適用します。

**1. 表 1-2.4 運転 1 時間あたり燃料消費率（参照：積算資料 P.8、添付資料 P.8）**

- ・各代価表の燃料の数量計算はこの最新の値を用いて行ってください。

**2. 修繕工 B（リソグ 工法、内面補強工法、取付け管更生工法）の共通仮設費（率計上分）の算定式**

（参照：積算資料 P.17、添付資料 P.17）

- ・修繕工 A・修繕工 B の区分をひとつにまとめ名称を「修繕工」に変更し、算定式を次のとおり変更しました。

変更前：対象額(P) × (共通仮設费率(Kr) × 更生工等補正率 × 補正係数)

↓

変更後：対象額(P) × (共通仮設费率(Kr) × 補正係数)

**3. 改築工 B（更生工法、マンホール更生工法）の共通仮設费率（参照：積算資料 P.17、添付資料 P.18）**

- ・共通仮設费率を下水道工事（2）から下水道工事（4）に変更しました。
- ・直接作業費（直接工事費）が 600 万円以下の場合の共通仮設费率は定率ではなく、算定式により算出することとしました。

**4. 更生工等補正率の削除（参照：積算資料 P.18・P23、添付資料 P.19・P23）**

**5. 下水道工事（2）の現場管理费率（参照：積算資料 P.22、添付資料 P.22）**

- ・国土交通省の令和元年度の改定を反映しました。
- ・修繕工 A・修繕工 B の区分をひとつにまとめ名称を「修繕工」と変更しました。

**6. 改築工 B（更生工法、マンホール更生工法）の現場管理费率（参照：積算資料 P.22、添付資料 P.23）**

- ・現場管理费率を下水道工事（2）から下水道工事（4）に変更しました。
- ・純作業費（純工事費）が 700 万円以下の場合の現場管理费率は定率ではなく、算定式により算出することとしました。

## ③ 燃料消費量

## ア. 燃料消費量の算定

燃料消費量の算定は、別表-1 機械器具損料算定表の機種、規格の機関出力と次に示す時間当たり燃料消費率を乗じて求める。

$$\text{運転1時間当たり燃料消費量} = \text{機関出力(kW)} \times \text{運転1時間当たり燃料消費率}$$

注) 1. 運転1時間当たり燃料消費量の数値は、有効数字の第3位を四捨五入し、有効数字2桁とする。

注) 2. 走行用エンジン及び作業用のエンジンの双方を有する機械は、双方のエンジン出力を合計した機関出力とする。

## イ. 運転1時間当たり燃料消費率

運転1時間当たりの燃料消費率（日常保守点検等に必要の油脂類及び消耗品等を含む）は、表1-2.4を標準とする。ただし、第4章改築工及び第5章修繕工においては各工法で指定する燃料消費率を使用すること。

表 1-2.4 運転1時間当たり燃料消費率

機種名	運転1時間当たり燃料消費率 (L/kW・h)	適用機種名
高圧洗浄車	0.044	排水管清掃車
超高圧洗浄車	0.044	〃
強力吸引車	0.052	側溝清掃車
特殊強力吸引車	0.052	〃
給水車	0.044	散水車
小型高圧洗浄機	0.145	発動発電機
バケットマシン	0.108	ウインチ
ダンプトラック	0.043	
トラック	0.043	クレーン装置付を含む
発動発電機	0.145 G 0.436	
ライトバン	0.047 G 0.047	
テレビカメラ車	0.064 G 0.071	マイクロバス
穿孔機車	0.064 G 0.071	マイクロバス
止水プラント車	0.145	発動発電機
内面補修車	0.145	〃
空気圧縮機	0.187 E 0.595kWh/kW	定置式・可搬式
送煙装置	G 0.436	発動発電機
潜水ポンプ	E 0.584kWh/kW	
水中サンドポンプ	E 0.584kWh/kW	

注) G: ガソリン E: 電力

## (4) 仮設材賃料

仮設材賃料は、5-7 開削工法で使用する軽量鋼矢板、路面覆工材等の使用に要する費用で、建設用仮設材賃料積算基準により積上げ計上する。

注) 間接工事費で材料費、労務費及び直接経費を積算する場合は、直接工事費の算定に準拠する。

- ③ 工程管理のための資料の作成に要する費用
- ④ 前記①から③に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用

(7) 営繕費

- ① 現場事務所、試験室等の営繕に要する費用
- ② 労務者宿舎の営繕に要する費用
- ③ 倉庫及び材料保管場の営繕に要する費用
- ④ 労働者の輸送に要する費用
- ⑤ 営繕費に係る敷地の借上げ費用

1-4-3 共通仮設費の積算

(1) 率計算と積上げ計算の区分

共通仮設費の積算は、所定の率計算による算出方法と、積上げ計算によるものとに区分し、各々算出された額の合計とする。下水道管路管理業務における共通仮設費の区分を表 1-4.1 に示す。

表 1-4.1 共通仮設費の率計算と積上げ計算の区分<sup>4)</sup>

費 目	区 分	
	率計上分	積上げ分
運 搬 費	○	○
準 備 費	○	
事業損失防止施設費		○
安 全 費	○	○
役 務 費		○
技術管理費	○	
営 繕 費	○	

(2) 共通仮設費 (率計上分)

1) 共通仮設費 (率計上分) の算定式

共通仮設費 (率計上分) = 対象額 (P) × (共通仮設費率 (Kr) × 補正係数)

$$K r = A \cdot P^b \dots\dots\dots \text{式 1-1}$$

ただし、K r : 共通仮設費率 (%)

P : 対象額 (円)

(対象額 = 直接作業費 (直接工事費) + 事業損失防止施設費)

巡視、点検、調査における報告書作成工の費用は、対象額 (P) に含まない。

A、b : 変数値

注) K r の値は、小数第 3 位を四捨五入し、第 2 位とする。

補正係数は、作業地域 (施工地域) を考慮した共通仮設費率 (Kr) の補正による。

なお、補正係数を乗じる場合は、各工種別により共通仮設費率 (Kr) の端数処理後に係数を乗じて、小数第 3 位を四捨五入し、第 2 位とする。

2) 清掃工・巡視工・点検工・調査工、改築工 A (マンホール蓋取替工法)・修繕工の共通仮設費率 (Kr)

清掃工・巡視工・点検工・調査工、改築工 A (マンホール蓋取替工法)・修繕工の共通仮設費率 (Kr)

は「下水道工事(2)：施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事」の率に準じる。

工種が複数あり、それぞれの共通仮設費率(Kr)が異なる場合は、直接作業費(直接工事費)の割合が大きい工種の共通仮設費率(Kr)及び算定式を用いること。

表 1-4.2 下水道工事(2)の共通仮設費率(Kr)<sup>1)</sup> 修正

1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
下記の率とする。	式 1-1 の算定式より、算出された率とする。 ただし、変数値 A、b は下記による。		下記の率とする。
	A	b	
表 1-4.3、表 1-4.4 参照	485.4	-0.2231	4.08

注) 上記は本積算資料発行時の数値を示す。共通仮設費率(Kr)が変更された場合は、最新の値を用いて算出すること。

各工種の共通仮設費(率計上分)は次の算定式により算出する。

① 清掃工・巡視工・点検工・調査工

$$\text{共通仮設費(率計上分)} = \text{対象額(P)} \times (\text{共通仮設費率(Kr)} \times 0.5 \times \text{補正係数})$$

注)  $Kr \times 0.5$  の端数処理後に補正係数を乗じて、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。

② 改築工 A (マンホール蓋取替工法)・修繕工

改築工 A 及び修繕工の共通仮設費(率計上分)は、式 1-1 を用いて算出する。

対象額(P)が1,000万円以下の場合における清掃工・巡視工・点検工・調査工の共通仮設費率(Kr)×0.5を表 1-4.3 に示し、改築工 A (マンホール蓋取替工法) 及び修繕工の共通仮設費率(Kr)を表 1-4.4 に示す。簡易に算出する場合はこの表の値を用いるとよい。具体的な額を必要とする場合は表中の式を用いて算出すること。

表 1-4.3 清掃工・巡視工・点検工・調査工の共通仮設費率(Kr)×0.5

(対象額(P)が1,000万円以下の場合)

対象額(P)	共通仮設費率(Kr)×0.5	算出式
1,000万円以下	6.66	$Kr \times 0.5 = 485.4 \times P^{-0.2231} \times 0.5$
900万円以下	6.82	
800万円以下	7.00	
700万円以下	7.21	
600万円以下	7.46	
500万円以下	7.77	
400万円以下	8.17	
300万円以下	8.71	
200万円以下	9.53	
100万円以下	11.13	
90万円以下	11.73	$Kr \times 0.5 = 2553208 \times P^{-0.8459} \times 0.5$
80万円以下	12.96	
70万円以下	14.51	
60万円以下	16.53	
50万円以下	19.29	

注) 上記は本積算資料発行時の数値を示す。共通仮設費率(Kr)が変更された場合は、最新の値を用いて算出すること。

表 1-4.4 改築工 A 及び修繕工の共通仮設費率(Kr) (対象額(P)が1,000万円以下の場合)

対象額(P)	共通仮設費率(Kr)	算出式
1,000万円以下	13.32	$Kr=485.4 \times P^{-0.2231}$
900万円以下	13.63	
800万円以下	14.00	
700万円以下	14.42	
600万円以下	14.92	
500万円以下	15.54	
400万円以下	16.34	
300万円以下	17.42	
200万円以下	19.07	
100万円以下	22.26	
90万円以下	22.79	
80万円以下	23.39	
70万円以下	24.10	
60万円以下	24.95	
50万円以下	25.98	

注) 上記は本積算資料発行時の数値を示す。共通仮設費率(Kr)が変更された場合は、最新の値を用いて算出すること。

### 3) 改築工 B (更生工法・マンホール更生工法) の共通仮設費率 (Kr)

改築工 B (更生工法・マンホール更生工法) の共通仮設費率(Kr)は「下水道工事(4)：下水道の更生工法工事」の率を用いる。

改築工 B の共通仮設費 (率計上分) は、式 1-1 を用いて算出する。

工種が複数あり、それぞれの共通仮設費率(Kr)が異なる場合は、直接作業費(直接工事費)の割合が大きい工種の共通仮設費率(Kr)及び算定式を用いること。

表 1-4.5 下水道工事(4)の共通仮設費率(Kr)<sup>1)</sup> 修正

600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
下記の率とする。	式 1-1 の算定式より、算出された率とする。 ただし、変数値 A、b は下記による。		下記の率とする。
	A	b	
表 1-4.6 参照	330.0	-0.2225	3.28

注) 上記は本積算資料発行時の数値を示す。共通仮設費率(Kr)が変更された場合は、最新の値を用いて算出すること。

対象額(P)が600万円以下の場合における改築工 B の共通仮設費率(Kr)を表 1-4.6 示す。簡易に算出する場合はこの表の値を用いるとよい。具体的な額を必要とする場合は式 1-1 を用いて算出すること。

表 1-4.6 改築工 B の共通仮設費率(Kr) (対象額(P)が600万円以下の場合)

対象額(P)	共通仮設費率(Kr)	対象額(P)	共通仮設費率(Kr)
600万円以下	10.24	300万円以下	11.95
500万円以下	10.67	200万円以下	13.08
400万円以下	11.21	100万円以下	15.26

注) 上記は本積算資料発行時の数値を示す。共通仮設費率(Kr)が変更された場合は、最新の値を用いて算出すること。

注) 100万円以下で上記によりがたい場合は、実情にあわせて計上すること。

**(3) 更生工等補正率 (削除)**

**(3) 作業地域(施工地域)を考慮した補正**

表 1-4.7 の適用条件に該当する場合、共通仮設費率 ( $K_r$ ) に次表の補正係数を乗じる。

表 1-4.7 共通仮設費率 ( $K_r$ ) の地域補正 <sup>1)</sup> 加筆

適用条件		補正係数	適用優先
作業地域区分 (施工地域区分)	対象		
大都市	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が作業箇所(施工箇所)に含まれる場合。	1.5	1
一般交通影響あり(1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする)。	1.3	2
一般交通影響あり(2)	一般交通影響あり(1)以外の車線において、車線変更を促す規制を伴う場合(常時全面通行止めの場合を含む)。	1.2	3
市街地(DID補正)	市街地部が作業箇所(施工箇所)に含まれる場合。	1.2	4
山間僻地及び離島	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	5

注) 1. 市街地とは、作業地域(施工地域)が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地区をいう。  
 総務省統計局ホームページの「国勢調査人口集中地区境界図」からDID地区を都道府県単位の市区町村境界図上で閲覧することができる。  
 2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

**(4) 積上げ分**

**1) 運搬費**

重量20t以上の建設機械の運搬、仮設材(鋼矢板、H型鋼、覆工板等)の運搬等に要する費用で、必要に応じて計上する。

**2) 事業損失防止施設費**

作業実施(工事施工)に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該仮施設の維持管理等に要する費用で、必要に応じて計上する。

**3) 安全費**

主に以下に示す費用で、必要に応じて計上する(表 1-4.8、表 1-4.9 参照)。

- ・バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等の現場環境改善に要する費用
- ・監視人に要する費用

管きよ内の監視人は、上下流マンホール内に1名ずつ配置し、管内の作業員が曲がりなどで視認不可となる場所においてはそのつど追加する。地上の監視人は、気象状況及び上下流マンホール内の状況を監視する。

- ・大口径管きよ内等における照明、換気装置、呼吸用保護具、流失防止柵、警報装置等に要する費用
- ・その他、現場条件等により積上げを要する費用

4) 役務費

土地の借り上げ、電力・用水等の基本料、電力設備用作業負担金等に要する費用で、必要に応じて計上する。

表 1-4.8 安全費の積上分(例)

種 目	形状・寸法	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘 要
監 視 人	特殊作業員	人				管内監視、気象監視 〇〇人×〇〇日
空気呼吸器損料	ボンベ容量 80級	台				損料表、〇〇台×〇〇日
送風機運転工	軸流式	台				B-〇、〇〇台×〇〇日
送風機運転工	リング型	台				B-〇、〇〇台×〇〇日
呼吸用保護具運転工	エアラインマスク	日				B-〇
流失防止柵設置撤去工		式	1			
：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：
計						

- 注) 1. 空気呼吸器は、使用時間に制約があるため、作業用ではなく、救急用に使用する。  
2. 送風機の使用例を以下に示す。

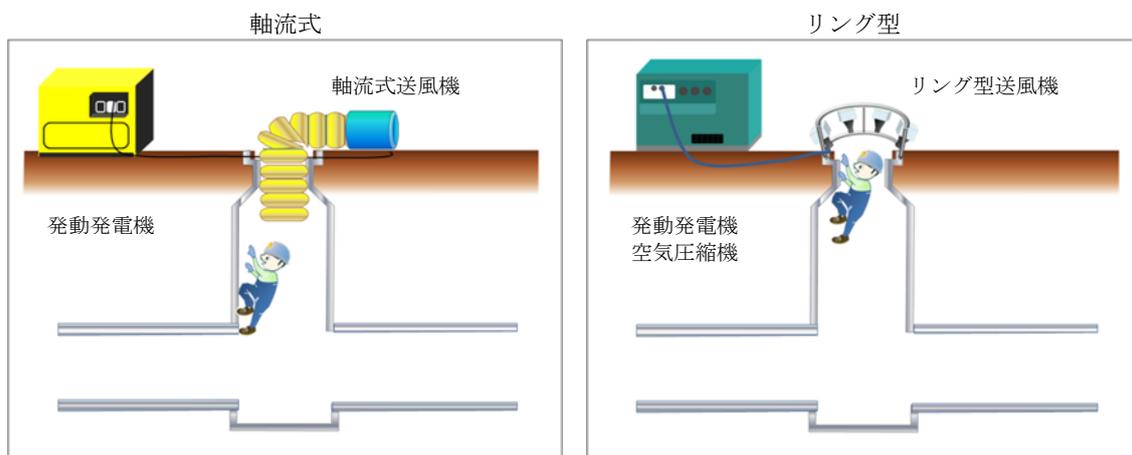


表 1-4.9 安全費積上分の運転代価表(例)

B-〇 送風機運転工 (軸流式)

(1日当たり)

種 目	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘 要
特殊作業員		人	〇			
発動発電機運転工	〇kVA 〇kW	日	1			C-〇
送風機損料	軸流式 〇m <sup>3</sup> /min 〇kW	日	1			損料表
計						

B-〇 送風機運転工 (リング型)

(1日当たり)

種 目	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘 要
特殊作業員		人	〇			
発動発電機運転工	〇kVA 〇kW	日	1			C-〇
送風機損料	リング型 〇m <sup>3</sup> /min 〇kW	日	1			損料表
空気圧縮機損料	〇m <sup>3</sup> /min 〇kW	日	1			損料表
計						

注) 空気圧縮機は風量 80~200m<sup>3</sup>/min を使用する場合に計上する。

(10) 通信交通費

通信費、交通費及び旅費

(11) 交際費

現場への来客等の対応に要する費用

(12) 補償費

作業実施(工事施工)に伴って、通常発生する物件等の破損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通等による事業損失に係る補償費。ただし、臨時にして巨額なものは除く。

(13) 外注経費

作業(工事)を専門業者等に外注する場合に必要となる経費

(14) 作業登録(工事登録)等に要する費用

作業実績(工事实績)の登録等に要する費用

1-4-5 現場管理費の積算

(1) 現場管理費 (率計上分)

1) 現場管理費 (率計上分) の算定式

現場管理費 = 対象純作業費(対象純工事費) × {(現場管理费率(Jo) × 補正係数) + 補正值} (率計上分)

$$J_o = A \cdot N_p^b \dots\dots\dots \text{式 1-2}$$

ただし、J<sub>o</sub> : 現場管理费率 (%)

N<sub>p</sub> : 純作業費(純工事費) (円)

A、b : 変数値

注) J<sub>o</sub>の値は、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。

補正係数は、作業地域(施工地域)を考慮した現場管理费率(Jo)の補正による。

補正值は、作業期間(施工期間)、業務期間(工事期間)等を考慮した現場管理费率(Jo)の補正による。

なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理费率(Jo)の端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。

2) 清掃工・巡視工・点検工・調査工、改築工A(マンホール蓋取替工法)・修繕工の現場管理费率(Jo)

清掃工・巡視工・点検工・調査工、改築工A(マンホール蓋取替工法)・修繕工の現場管理费率(Jo)は「下水道工事(2): 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事」の率に準じる。

工種が複数あり、それぞれの現場管理费率(Jo)が異なる場合は、直接作業費(直接工事費)の割合が大きい工種の現場管理费率(Jo)を用いること。

表 1-4.10 下水道工事(2)の現場管理费率(Jo)<sup>1)</sup> 加筆修正

1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
下記の率とする。	式1-2の算定式より、算定された率とする。 ただし、変数値A、bは下記による。		下記の率とする。
	A	b	
表 1-4.11 参照	229.8	-0.1120	20.88

注) 上記は本積算資料発行時の数値を示す。現場管理费率(Jo)が変更された場合は、最新の値を用いて算出すること。

表 1-4.11 に、純作業費(純工事費)が 1,000 万円以下の場合の現場管理費率(Jo)を示す。簡易に算出する場合はこの表の値を用いるとよい。具体的な額を必要とする場合は式 1-2 を用いて算出すること。

表 1-4.11 清掃工・巡視工・点検工・調査工、改築工 A・修繕工の現場管理費率(Jo)  
(対象額(Np)が 1,000 万円以下の場合)

純作業費 (純工事費)	現場管理費率(Jo)	純作業費 (純工事費)	現場管理費率(Jo)
1,000 万円以下	37.79	200 万円以下	45.25
900 万円以下	38.24	100 万円以下	48.90
800 万円以下	38.74	90 万円以下	49.49
700 万円以下	39.33	80 万円以下	50.14
600 万円以下	40.01	70 万円以下	50.90
500 万円以下	40.84	60 万円以下	51.78
400 万円以下	41.87	50 万円以下	52.85
300 万円以下	43.24		

注) 上記は本積算資料発行時の数値を示す。現場管理費率(Jo)が変更された場合は、最新の値を用いて算出すること。

### 3) 改築工 B (更生工法・マンホール更生工法) の現場管理費率(Jo)

改築工 B (更生工法・マンホール更生工法) の現場管理費率(Jo)は「下水道工事(4)：下水道の更生工法工事」の率を用いる。

工種が複数あり、それぞれの現場管理費率(Jo)が異なる場合は、直接作業費(直接工事費)の割合が大きい工種の現場管理費率(Jo)を用いること。

表 1-4.12 下水道工事(4)の現場管理費率(Jo)<sup>1)</sup> 修正

700 万円以下	700 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
下記の率とする。	式 1-2 の算定式より、算定された率とする。 ただし、変数値 A、b は下記による。		下記の率とする。
	A	b	
表 1-4.13 参照	204.8	-0.112	20.11

注) 上記は本積算資料発行時の数値を示す。現場管理費率(Jo)が変更された場合は、最新の値を用いて算出すること。

純作業費(純工事費)が 700 万円以下の場合の現場管理費率(Jo)を示す。簡易に算出する場合はこの表の値を用いるとよい。具体的な額を必要とする場合は式 1-2 を用いて算出すること。

表 1-4.13 改築工 B の現場管理費率(Jo) (対象額(Np)が 700 万円以下の場合)

対象額(Np)	現場管理費率(Jo)	対象額(Np)	現場管理費率(Jo)
700 万円以下	35.05	300 万円以下	38.54
600 万円以下	35.66	200 万円以下	40.33
500 万円以下	36.40	100 万円以下	43.58
400 万円以下	37.32		

注) 上記は本積算資料発行時の数値を示す。共通仮設費率(Kr)が変更された場合は、最新の値を用いて算出すること。

注) 100 万円以下で上記によりがたい場合は、実情にあわせて計上すること。

## (2) 更生工等補正率 (削除)

(2) 作業期間(施工期間)、業務期間(工事期間)等を考慮した現場管理費率(Jo)の補正

作業期間(施工期間)、業務期間(工事期間)等を考慮して、現場管理費率(Jo)を2%の範囲内で適切に加算することができる。ただし、重複する場合は、最高2%とする。

1) 積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合

- ① 積雪寒冷地域の範囲は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。
- ② 積雪寒冷地域の作業期間(施工期間)を次のとおり。

表 1-4. 14 積雪寒冷地域の作業期間(施工期間)<sup>1)</sup>

業務期間(施工時期)	適用地域	備考
11月1日～3月31日	北海道、青森県、秋田県	積雪地特性を11月中の降雪が5日以上あることとした。
12月1日～3月31日	上記以外の地域	

- ③ 現場管理費率(Jo)の補正率は次による。

$$\text{補正值 (\%)} = \text{冬期率} \times \text{補正係数}$$

$$\text{冬期率} = \frac{\text{12月1日～3月31日 (11月1日～3月31日) までの業務期間(工事期間)}}{\text{期間(工期)}}$$

ただし、期間(工期)については実際に作業(施工)するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。また、冬期作業期間(工事期間)に準備又は後片付けがかかる場合は、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。

表 1-4. 15 補正係数<sup>1)</sup>

積雪寒冷地域の区分	補正係数
1 級 地	1.80
2 級 地	1.60
3 級 地	1.40
4 級 地	1.20

- 注) 1. 冬期率は、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。
- 2. 補正值は、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。
- 3. 作業地域(施工地域)が2つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。

2) 緊急作業(緊急工事)の場合

緊急作業(緊急工事)とは、昼夜間連続作業が前提となるもので、2.0%の補正值を加算する。

(3) 作業地域(施工地域)を考慮した現場管理費率(Jo)の補正

表 1-4. 16 の適用条件に該当する場合、現場管理費率(Jo)に次表の補正係数を乗じる。

表 1-4.16 現場管理費率 (Jo) の地域補正<sup>1)</sup> 加筆

適用条件		補正係数	適用優先
作業地域区分 (施工地域区分)	対象		
大都市	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が作業箇所（施工箇所）に含まれる場合。	1.2	1
一般交通影響あり(1)	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2
一般交通影響あり(2)	一般交通影響あり(1)以外の車線において、車線変更を促す規制を伴う場合（常時全面通行止めの場合を含む）。	1.1	3
市街地（DID補正）	市街地部が作業箇所（施工箇所）に含まれる場合。	1.1	4
山間僻地及び離島	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	5

注) 1. 市街地とは、作業地域（施工地域）が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地区をいう。

総務省統計局ホームページの「国勢調査人口集中地区境界図」からDID地区を都道府県単位の市区町村境界図上で閲覧することができる。

2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した作業地域区分（施工地域区分）と同じものを適用すること。